

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 9 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例の一部を改正する条例

岩手県公安委員会の管理に属する事務手数料条例（平成12年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 2 条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料			別表第 1（第 2 条関係） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
[略]			[略]		
20 法第31条の23において準用する法第7条第1項の特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請に対する審査	[略]	8,600円 [略]	20 法第31条の23において準用する法第7条第1項の特定遊興飲食店営業の相続の承認の申請に対する審査	[略]	8,700円 [略]
21 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の特定遊興飲食店営業の合併の承認の申請に対する審査	[略]	11,000円 [略]	21 法第31条の23において準用する法第7条の2第1項の特定遊興飲食店営業の合併の承認の申請に対する審査	[略]	12,000円 [略]
22 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の特定遊興飲食店営業の分割の承認の申請に対する審査	[略]	11,000円 [略]	22 法第31条の23において準用する法第7条の3第1項の特定遊興飲食店営業の分割の承認の申請に対する審査	[略]	12,000円 [略]
[略]			[略]		
[略]			[略]		
別表第 6（第 2 条関係） 銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料			別表第 6（第 2 条関係） 銃砲刀剣類所持等取締法関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
[略]			[略]		
3 法第5条の3第1項の猟銃及び空気銃			3 法第5条の3第1項の猟銃及び空気銃		

の取扱いに関する講習会の開催		
(1) [略]	[略]	[略]
(2) その他の者に対する講習会	[略]	<u>6,800円</u>
[略]		
5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	[略]	<u>12,300円</u>
[略]		
15 法第9条の14第1項の年少射撃資格の認定のための講習会の開催	[略]	<u>9,700円</u>

別表第9（第2条関係）

警備業法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
15 法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習	[略]	<u>38,000円</u>
[略]		

の取扱いに関する講習会の開催		
(1) [略]	[略]	[略]
(2) その他の者に対する講習会	[略]	<u>6,900円</u>
[略]		
5 法第5条の5第1項の猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の実施	[略]	<u>12,700円</u>
[略]		
15 法第9条の14第1項の年少射撃資格の認定のための講習会の開催	[略]	<u>9,800円</u>

別表第9（第2条関係）

警備業法関係事務手数料

事務	名称	金額
[略]		
15 法第42条第2項第1号の機械警備業務管理者講習	[略]	<u>39,000円</u>
[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。